

# 秋 田 県 空 港 駐 車 場 管 理 要 綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、秋田県空港管理条例(昭和56年秋田県条例第13号。以下「条例」という。)及び秋田県空港管理条例施行規則(昭和56年秋田県規則第35号。以下「規則」という。)に規定する秋田空港及び大館能代空港の駐車場(以下「駐車場」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

## (駐車場の利用)

第2条 駐車場の利用者(以下「利用者」という。)は、この要綱を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

## (駐車場の名称等)

第3条 駐車場の名称及び所在地は、別表第1のとおりとする。

2 駐車場の管理者(以下「管理者」という。)の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所は、別表第2のとおりとする。

## (利用期間)

第4条 駐車場の1回の利用は、入庫した日から起算して20日を超えることができない。ただし、交通機関の運行状況等を考慮してやむを得ないと認められる場合は、管理者の判断によりこれを延長することができる。

2 利用者は、20日を超えて駐車場を利用しようとする場合には、あらかじめ長期駐車承認届(様式第1号)を管理者に提出するものとする。この場合において、利用者は、駐車する場所について管理者の指示に従うものとする。

## (供用の休止等)

第5条 管理者は、次のいずれかに該当する場合には、駐車場の全部又は一部について供用の休止の措置を行い、又は、利用者に対して駐車位置の変更若しくは駐車車両の退避を要請することができる。

災害又は事故により、施設若しくは器物が損壊し、又は損壊するおそれがあるとき。

保安上、供用の継続が適当でないとき認められるとき。

工事等の施工上必要があるとき。

前3号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上特に必要があるとき。

## (駐車できる車両)

第6条 駐車場に駐車することができる車両は、別表第3に掲げるものとする。

## (駐車場の入出庫)

第7条 管理者は、駐車場に入庫しようとする者に対し、駐車場入口において駐車券(様式第2号又は様式第3号)を交付するものとする。

2 管理者は、駐車場から出庫しようとする者から、駐車場出口において駐車券を回収し、所定の駐車料金を収受するものとする。

3 管理者は、利用者から駐車券を紛失し、又は滅失した旨の申し出があったときは、出庫申請書(様式第4号)を提出させるものとする。この場合において、管理者は、当該申請が適正である

と認めるときは、所定の駐車料金を収受して出庫させるものとする。

( 駐車場内の通行 )

第 8 条 利用者は、駐車場内の車両の通行に関して、次の事項を遵守するものとする。

速度は、毎時 10 キロメートルを超えないこと。

追い越しをしないこと。

駐車位置を離れる車両の通行を優先させること。

警笛をみだりに使用しないこと。

標識及び係員の指示に従うこと。

( 禁止行為 )

第 9 条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

入出庫時以外に原動機をみだりに作動させること。

他の利用者の駐車位置又は事務室等にみだりに立ち入ること。

駐車場内において宿泊すること。

駐車場内において演説、宣伝、募金、署名運動その他これらに類する行為を行うこと。

その他業務又は他の利用者の妨げとなる行為をすること。

( 事故等の場合の措置 )

第 10 条 利用者は、次に掲げる場合は、直ちにその旨を管理者に届け出るものとする。

駐車場内において交通事故を起こしたとき。

駐車場内の施設若しくは器物又は他の車両若しくはその取付物等を滅失し、き損し、又は汚損したとき。

駐車場内の車両に異常を発見したとき。

駐車場内において交通事故、火災又は犯罪行為を発見したとき。

2 管理者は、駐車場内において事故が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

( 引取りの請求 )

第 11 条 管理者は、利用者が第 4 条に定める期間を超えて駐車場を利用している場合には、当該利用者に対し、通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引き取るべきことを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み、若しくは車両を引き取ることができず、又は過失がなくて利用者を確認することができないときは、管理者は、当該車両の自動車検査証に記載された所有者又は使用者(以下「所有者等」という。)に対して、通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに車両を引き取るべきことを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は、管理者に対して異議又は不服を申し立てることができない。

3 前 2 項の規定による請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

( 車両の調査 )

第 12 条 管理者は、前条第 1 項又は第 2 項の規定による請求をする場合においては、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両(車内を含む。)を調査することができる。

(車両の移動の措置)

第13条 管理者は、第11条第1項又は第2項の請求をしようとする場合において、駐車場の管理上支障があると認めるときは、当該車両を他の場所に移動することができる。

2 前項の措置を行おうとする場合において、管理者は、あらかじめその旨を、利用者及び所有者等に通知するとともに、駐車場において掲示しなければならない。

(車両の撤去等の手続)

第14条 管理者は、利用者及び所有者等が車両の引取りを拒み、若しくは引き取ることが出来ず、又は過失がなく利用者及び所有者等を確認できない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りを催告したにもかかわらずその期限までに引取りがなされないときは、請求をした日から3ヶ月を経過した後、当該車両を撤去するために必要な手続に着手することができる。

2 前項の手続を行おうとする場合において、管理者は、あらかじめその旨を、利用者及び所有者等に通知するとともに、駐車場において掲示しなければならない。

(損害賠償)

第15条 管理者は、次の各号に掲げる事象によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

自然災害等不可抗力による事故

当該車両の積載物又は取付物が原因で発生した事故

管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他の駐車場内における事故

第5条の規定による供用の休止等

第10条第2項の規定による管理者が講ずる措置

第11条第1項及び第2項の規定による引取りの際に発生した事故

第12条の規定による車両の調査

第13条の規定による車両の移動

前条の規定による車両の撤去による際に生じた事故

2 利用者は、故意又は過失により、駐車場の施設又は器物を滅失し、き損し、又は汚損することにより管理者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成22年10月15日から施行する。

2 大館能代空港の駐車場には、当分の間、第7条の規定は、適用しない。